

寺に参詣した女中は祖師像の開扉や祖師関係を中心とした身延山の靈宝を拜して身延山や日蓮聖人の靈性に触れ、御札・御守・御符等を持ち帰るといふ信仰活動を行っていたわけである。特に將軍の正室や側室をはじめとする大奥女性が開帳仏である祖師像の袈裟や衣そのほかを出開帳の度に奉納していることから祖師に対する信仰仰祖師信仰は顯著であったことがわかる。また、身延山久遠寺は日蓮聖人棲神の靈地であり、その祖師像が江戸で礼拝できるということはめったにない機会であったといえる。次回の発表では、大奥女性の具体的な信仰の形態を開帳の参加を通じて見て行きたいと思う。(詳細は「大崎学報」一四六号を参照されたい)

日蓮聖人にみられる仏法王法観

——日蓮聖人と鎌倉追加法——

吉 木 英 雄

御成敗式目と追加法

松尾芭蕉の俳句に「名月の出づるや五十一ヶ条」とい

うのがある。五十一ヶ条とは、鎌倉時代に制定された御成敗式目のことを指す。後世、これほどまでに有名となった御成敗式目であるが、しかし、現実問題として、五十一ヶ条だけのこと足りるはずはなく、幕府は現在知られているだけで約九百条の「追加法」を制定している。しかも、武家政治の確立の意気込みを示した御成敗式目は、鎌倉幕府(評定会議)↓各国守護↓地頭という形で公にされたが、一方、追加法は、鎌倉幕府(評定会議)↓六波羅・鎮西探題の出先機関・引付(幕府内部機関)・訴訟関係人までで、幕府の御家人すら周知してはいなかったのである。その一例を次に挙げ、そして聖人と追加法との関係をみていくこととする。

日蓮聖人と鎌倉追加法

弘長元年(一二六二)二月廿日に、

一 可禁制棄病者、孤子等、死屍等於路辺事

病者、孤子等、令棄路頭之時、隨見合殊可加禁制、若又偷有令棄置事者、為保々奉行人之沙汰、可令送無常堂、至死屍并牛馬骨肉者、可令取棄之、以此等之趣、可被仰保奉行人等也、

以前条々、固守此旨、自来三月廿日、可加禁制也、若有違犯之輩者、可被行罪科、又奉行人無沙汰不注申

者、同可被処其科之状如件、

弘長元年二月廿日

武藏平守朝臣 判
相模守平朝臣 判

一・『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』牧健治・佐藤進
一・池内義資編二一四頁)

この追加法は、聖人の『立正安国論』の冒頭部分「旅客来曠日、自近年至近日天変地天飢饉疫癘遍滿天下広迷地上。牛馬斃巷骸骨充路。招死之輩既超大半不悲之族無一人。」を想起させる。しかし、この追加法は、幕府の編纂である『吾妻鏡』の当該期日には記載されてはいない。つまり、幕府自身も、追加法の整理・保存に充分ではなかったことを意味している。このような中で聖人は、例えば『清澄寺大衆中』・『妙法比丘尼御返事』において、自ら訴訟に関わり、領家の尼方を勝訴させたことを述べている。追加法のみならず、法廷技術に習熟していなければ、勝訴できなかった当時として、迫害と流罪によって席を暖める暇もなかった聖人が、如何にそれを周知したのか、が大きな問題となる。今その理由を考えてみるに、一つは比叡山の山僧との接触であろう。と

あったことである。『十章鈔』の最後に、「当時はことに天台真言等の人々の多く来候なり。事多故留候了。」とある。一つは、檀越の中に幕府の有力被官がいたことであろう。鎌倉在住の宿屋左衛門入道、大学三郎、そして下総の富木常忍などである。彼らが、幕府の法制度を聖人に知らしめるに重要な役割を果たしたことは否定できないであろう。

〔附記〕

聖人と幕府法との関係を示す御遺文については、立正大学の日蓮教学研究所の原慎定氏から、また、発表後、寺尾英智氏から、それぞれ御教授を賜ることができ、この紙面を借りて感謝の意を表したいと思えます。